

# 平成 24 年 6 月議会八尾春雄一般質問

## 八尾第 1 回目の質問

1 2 番、八尾春雄です。傍聴の皆さん、よくおいでいただきましてありがとうございます。私は初心を忘れず、住民本位のまちづくりのために決意を新たにしております。今回は 5 項目について、質問をいたしますので、答弁どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず**質問事項の 1**でございます。

懸案の馬見北 5 丁目地区計画については、別に議案が提案をされておりますが、町は今回これまでの 4 年半の取り組みを総括をされて、86%の賛同がある地権者の多数意見を議案として提案されたことを歓迎しております。障がい者の今後の居住について、町の説明も的確にされており、もしこのことで心配をされる方がるのであれば、町に対して個別に十分に相談をしていただいて解決をすることが重要ではないかということをも頭指摘をさせていただきます。

馬見南 2 丁目と同 4 丁目の地区計画について、お尋ねをいたします。

まず 1 つ目は、各地区の取り組みの進捗状況はいかがでございましょうか。

2 つ目は、町及び地権者間において、未解決の問題はどのようなものがありますか。企業の所有地の取り扱いはどのように検討、研究、交渉をしておられるのか、お示しを願います。

3 つ目として、第 4 次広陵町総合計画において、例えば「居住系市街地の整備については、関係法令や地域の特性に応じて住民合意で進める地区計画等の制定により、良好な住環境の維持保全に努める」との文言を取り込むことにより、住民合意のまちづくりをもっと強調してはどうかと考えますが、いかがでございましょうか。

**2 番目の質問事項**でございます。

中学校給食にかかわる委託業務、業務委託のことにに関してでございます。

5 月 11 日に開催された「食生活・食育を考える会議」を傍聴をいたしました。委員の中には、いまだ中学校給食に反対するメンバーもおられ、平岡町長も「実施を前提にどのような中学校給食とするのか議論をしていただく」と明言をし、反対者をたしなめておられました。

昨年 12 月 14 日、総務文教委員会での請願人の陳述では、このようなことを言うておられます。「食材の安全性の確保、手づくりのもの、郷土のものを生かしたもの、地産地消を進めたもの、ベテランの調理員が調理したおいしいもの」また「生徒が生産者の顔の見えるようにすること、生徒が調理員と懇談する場を確保すること、調理師・栄養士・教師・保護者によってよりよい給食にするための相談をすること、生徒が安くておいしくて栄養のあるメニューをつくるのがいかに大変かを学習し、感謝の気持ちをはぐくむこと」と

述べておられました。議員のところには、その総務文教委員会の会議録が、既に配られております。3ページから5ページにかけて、そのように言っておられることが確認できますので、どうぞ御確認をお願いしたいと思います。

その上で、2つの質問をしております。

直営と業者委託を比較した場合に、請願人の陳述のとおりであれば、直営を選択することになるのではないかと、どのように認識しておられますか。

2つ目、やむなく業務の一部を業務委託する場合であっても、労働法制上の制約が強くなることとなります。すべての業務を委託するのであれば、学校給食にならないので、検討対象外になるのではないかと。法令遵守の観点から、少なくとも偽装請負とならないための方策は検討しておられるのかどうか、御答弁をお願いいたします。

**質問事項の3つ目**でございます。

ごみ袋有料化は地方自治法227条に抵触しないとの町答弁について。

本年3月議会の山田美津代議員が行った一般質問への答弁で、神奈川県藤沢市が提訴された裁判の最高裁判決を引き合いに出し、植村部長から「ごみ袋有料化は地方自治法227条に抵触しない」との答弁がございました。

①同判決で、地方自治体のごみ行政を有料化できる根拠を具体的にどのように判示しているのか、教えてください。

②第4次広陵町総合計画において、環境衛生の充実として主要施策を明らかにしてはいますが、全住民がかかわる事柄であり、住民参加が欠かせません。「法に抵触している状態」をまず撤回をして、住民参加に取り組んでほしいと思います。

**質問事項の4番目**でございます。

学校図書館の充実のために、専任の学校司書の配置を求めます。

「自由な読書活動の場所として、学びの場所として、学校図書館は子供の育ちを支える重要な拠点です」との位置づけで、今般文部科学省は平成24年度から学校図書館担当職員、いわゆる学校司書の配置にかかわる地方財政措置、単年度で150億円を決定しています。

①町内7校に、この制度を活用した専任の学校司書の配置を求めます。本年3月議会開催中でしたが、失礼ながら私のほうから教育委員会事務局に対して、関連の新聞記事を提供しております。検討されましたでしょうか。

②この制度を活用するためには、町において予算化しておくことが前提になっております。平成25年度予算において、これを盛り込むことをぜひ確約をお願いいたします。

**質問事項の5番目**でございます。

固定資産税の課税や周辺住民の皆さんの安全確保にかかわることについて。

①課税台帳上の使用目的が、実際とは異なる場合に、所有者に対してどのように対応しておられるのか。例えば、住宅の庭として使用してきた土地を家族の減少に伴って、古家を解体撤去し、畑としての利用に変更した場合には、税務上どのような手続を行っていま

すか。所有者から申請待ちでございますか。

②住民のいない住宅に対しての課税はどのようにしているんですか。現状の確認は、職員が出向いて行っていますか。また、既に事実上、廃屋に近い状態であって、住もうと思っても住むことができない状態の場合はどのようにしておられますか。

③周辺住民が不安に感ずる場合の対応はどのようにしておられるのか、お示しを願います。

以上で、第1回目の質問を終わります。よろしく願いをいたします。

## 平岡町長 1 回目の答弁

住民本位のまちづくりを提唱されている八尾議員から5項目の御質問をいただきました。

まずはじめに、馬見南2丁目、同4丁目の地区計画について、進捗状況等3点についての質問でございます。

1番でございますが、進捗状況であります。馬見南2丁目地区につきましては、現在、地権者縦覧に向けて事務を進めております。また、馬見南4丁目地区につきましては、地区計画の原案確定に向けて事務を進めております。

②の質問でございますが、地権者縦覧時に馬見南2丁目地区地区計画原案に対しての意見書を記名、押印の上、提出することができます。受理した当該意見書の内容により、未解決問題が明らかになると考えております。また、南4丁目につきましては、いまだ地区計画原案をお示ししておりませんが、制定に向け、スムーズに進めていけるよう自治会代表の方と詳細にわたり、協議しながら進めているところです。

③の御質問であります。総合計画において、地区計画等整備に関する記述ですが、地区計画については法律に基づく手法の1つであり、関係法令に含まれると解しております。都市計画マスタープランにおいて、記述するか、関係人と協議しながら検討してまいります。

2番の中学校給食にかかわる委託業務等についての質問は、教育長がお答えします。

3番のごみ袋有料化は、地方自治法227条に抵触しないとの町の答弁についての御質問を2ついただいております。

有料化できる根拠を具体的に、どのように判示しているのかという質問ですが、「地方自治法227条では、当該普通地方公共団体の事務で、特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」とあるのに、一般廃棄物家庭ごみを有料条例化したのは違法であると、藤沢市住民が市を相手に争われ、最高裁において上告棄却と決定されたもので、高裁における判例では、指定収集袋を介在させることにより、ごみの排出者とその収集運搬行為との間に対応関係が生じ、指定収集袋を用いたごみ排出者に対してのみ負担を課すことが可能となるのであるから、指定収集袋を用いた排出者のごみ収集運搬行為は、「特定の者」のために提供する役務であるということができると判断されております。

よって、本町が行っている指定ごみ袋による家庭の一般廃棄物処理に係る手数料は、地

方自治法227条の規定に反しないものであります。

②についてでございますが、先ほどお答えしましたように、指定ごみ袋制を取り入れておりますのは、ごみ処理施設設置の際にも地元から適切に分別されること、極力減量に努めていただくことを全町民に御理解をいただきたいという願いも含まれております。

また、その手数料収入は、ごみ処理の経費に充てるだけでなく、町を美しくすることにも使わせていただいておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次、4番目でございます。

学校図書館の充実のために、専任の学校司書の配置を求めるという御質問でございますが、これも教育長がお答えをいたします。

次に、5番でございます。

固定資産税の課税や周辺住民の皆さんの安全確保に関することについて、3つの御質問をいただいています。答弁として、順を追って御説明を申し上げます。

1番でございます。土地の使用状況の変更や建物の滅失現状等につきましては、所有者等からのお申し出をいただくか、地方税法第384条の規定により、届け出が必要となります。届け出がない場合につきましては、地方税法第388条によりまして、現況を確認した上で対応させていただいております。

2番の御質問でございますが、家屋の課税に関しましては、居住・非居住にかかわらず、家屋課税台帳に登載しており、課税標準額が免税点以上であれば課税することになります。また、屋根が落ちていたり、壁や床が抜け落ちていたり等、居住の用に供することができないことが明らかなことを確認した場合は、損耗の程度による補正を行い、評価額の算出をいたします。

次、3番でございますが、現地調査などの結果、倒壊や付近通行者への危険が危惧されるとき、また付近の方や自治会から不安を訴えられる場合もありますが、まず所有者、管理者の責任において対策していただくよう連絡、協議いたしております。今後は、先進地の事例などを参考を検討を進めてまいります。

私から以上のとおりでございます。

## **安田教育長 1 回目 の 答 弁**

八尾議員の質問事項2、中学校給食に係る委託業務についての質問がありましたので、答弁させていただきます。

中学校給食につきましては、既に方式を決めているのではなく、中学校給食について検討していただくことを契機として、今後、広陵町の実情に合った学校給食のあり方は、どのようなものなのかについて、広く御意見をいただくこととしております。この中で、先進地の状況を学びつつ、いろいろな実施方法や委託方法などについても御検討いただき、最善の方法を選択していきたいと考えております。

よって、お尋ねの件につきましては、広陵町での実施方式や方法を検討していただく過

程で、中学校給食懇話会において御意見をいただき、また広陵町の食生活・食育を考える会議の御意見と最終調整を行った上で、広陵町にふさわしい実施案をつくってまいります。

続いて、質問事項4、学校図書館の充実のための専任の学校司書の配置を求めることについての質問でございます。

答弁といたしまして、学校図書館につきましては、平成19年度と20年度において、学校図書館支援センター推進事業として、国の補助を受け、学校図書館支援スタッフを配置させていただいた経緯があります。その後は、この2年間に各学校が得たノウハウを生かして、司書教諭と児童による図書委員が意欲を持って、自主的な読書活動を実践していただいております。子供たちの中で読書と本を大切にする意識が高まってきております。学校図書館への支援の状況につきましては、すべての学校ではありませんが、学校支援ボランティアの方々に来ていただき、本の読み聞かせや本のディスプレイをはじめとした図書室の環境づくり、また蔵書の整理や本の修繕などいろんな支援をしていただいております。

今後は、放課後の数時間程度に限って、ボランティアの方を募る方法や支援スタッフを配置すること、また町立図書館からの応援や連携等も視野に入れながら、いろんな声をお聞きし、学校図書館のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 八尾第1番目の質問の2回目の質問

答弁ありがとうございました。

南2丁目の地区計画は、原案を示されていますので、関係の地権者からいろいろ意見が出てくるだろうと、その中で交通整理をしたいんだと。4丁目は、まだ原案を示していないけれども、地元の自治会の代表の方と詳細にわたって協議をしながら進めているということでございます。これはこのとおりで結構でございます。そのとおり十分に調整して進めていただくということが大事でございます。

その上で申し上げたいんですけれども、例えばこの企業が持つておられる土地などで、そこを事実上制限の方針を設けなくて、具体的に建築できる建物を特定をしないで、一部エリアを空白にするというような案も出ているようでございます。この場合は、現在土地をお持ちの企業が自分とこの土地なんだから法律違反をしないのであれば何をしても構わないというようなことではなくて、その土地を入手をした目的がどのようなものであったのか、あるいはこれまでどのように事実上使用されてきたのか、あるいは周辺の住民の理解が得られているかなどをきちんと明らかにして、町と地権者が、もし協定を結んで、締結を結んで進めるということであれば、自治会と十分に協議した内容を前提にした、そんな使い方でないとなかなかスムーズに、円満にいかないのではないかと、こういうふうに思っております。協定ということを前に言っていただいたことがありますけれども、そのようにしていただけるかどうか、御回答をお願いします。

## 植村事業部長の2回目の答弁

馬見南4丁目の地区計画につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、まだ原案の策定はできておりません。中身の詳細については、自治会長さんはじめ、まちづくりの代表の方とも詳細な詰めをしながら協議を行っております。企業、中身については、まだ原案作成をする手前でございますので、内容については御説明は差し控えさせていただきますと思います。ただ、これはその企業、何してもいいんだということではございませんので、ただ整備方針、まちづくり、優良な住宅づくりをするという念頭の企業さんでございますので、最終的には、企業としましては、やはりいろんな形で企業の財産でございますので保存をしたいという思いもございます。それは自治会の同意が得られるような話し合いを今現在進めているところでございます。これは直接は自治会長さんはじめ、代表の方に直接、これからも協議をしまいたいと思いますので、この場での答弁は差し控えさせていただきますと思います。御理解いただきたいと思います。

### 八尾3回目の質問

答弁拒否とは認識いたしませんけれども、周辺の方とやっぱり円満に進めませんと、前を向いていけないのでね。私、北5丁目のときにも感じたことですが、やっぱり期限のあるような約束をして、例えば住民の方に何日にまで返事をしようかとかというようなことがありました場合には、ぜひ町のほうから率先をして言っていただくとかね、そういうことをぜひ取り組んでいただきたいなど、こう思っております。

3回目の質問でございますけれども、広陵町の真美ヶ丘は建築基準法の、いわゆる旧法ですね。改定前は、第2種住居専用地域でございました、住居系は。現在は、第1種中高層住居専用地区になっております。この変更をかけようかというときに、広陵町の対応と香芝市の対応は異なりました。香芝市の場合には、接道部分を近隣商業地域にするというようなこともやられたようでございます。それぞれの自治体で最もいいと思われる方針を手順に従って進めているわけございまして、それはそれで尊重しながら、ここで最も重要なことは、やはり住民合意のまちづくりということをどういうふうに進めるのかということなんではないかと思っております。ですから、単に可能な建物、不可能な建物という線引きをするだけではなくて、可能であっても地域の住民に喜ばれるような、そういう住民の合意というものを後押しするような政策をぜひ採用していただきたいと思いますが、そういうお考えはありますか。

### 植村事業部長の3回目の答弁

これは、真美ヶ丘区域全体におきましては、香芝市、広陵町とまたがっておって、隣のところで用途が違うといったようなことで御質問かと思っておりますけども、この当時はやっぱり第2種から第1種になったということで、広陵町は第1中高の用途でございます。それについては、やはりその時点ではかなり都市計画における議論はされたと解釈しております。やはり全体の線引きでございますので、自治体によって隣の町と隣町とは用途の使い

方が違うといったようなことは当然あるかと思えます。これは、広陵町は広陵町のまちづくりをしていくんだというような信念で第1中高の用途を定められたと解釈しております。そのようなことで、そのようなまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 八尾第2番目の質問の2回目の質問

ぜひ、その方向で住民の合意というものをぜひ大事にしたまちづくりを進めていただきたいし、また広陵町としてやっぱり信念を持ってやっていただきたいと思えますけれども、都計審の勉強会のときに、奈良女子大の中山先生がおいでになったときに、現状を見ると真美ヶ丘は第1種低層住居専用地区にすべきではないのかという話がありましたが、そういうことも踏まえてやっていただきたいと思えます。失礼しました。

2つ目の質問に移ります。中学校給食にかかわることについてです。

教育長の答弁は、今からですから余り先回りをせんとしてくださいやというふうに聞こえました。具体的に聞いてまいります。

例えば、献立の立案や原材料の仕入れを町が行って、調理作業だけ業者に委託すると、こういう場合、よその学校でもやっていますから、実例で1つ挙げてみます。委託をしたわけですから、調理作業に直接栄養士が指導に入ることは違反になります。例えて申しわけないですけども、ハンバーグにタマネギのみじん切りって入れますけれども、誤ってゴボウのみじん切りを入れているのを発見したと。中身が違うやないかと言って、栄養士がすっとなで行って指導できるかといえば、これはできませんね。もう委託したんやから。それから帽子をかぶらないで作業に入っている労働者がいたとしたら、調理員がいたとしたら、あかんやないかと衛生上の大問題やと、校長先生が指導したいと入りましたと。これもあきませんね。委託したんだから。委託したということは、その調理員さんを雇用している会社のそれなりの上司の方に対して委託をした当事者から、これではぐあいが悪いですよということを言って、それで指示をしてもらわないといかんわけです。食中毒が起きたらどうなるか。これはもう製造で任しているわけですから、その会社の責任になりますね。受託企業の責任になります。学校長には責任はないということになると思えます。しかし、そんなん通りますか。もし、うっとこのの学校で食中毒が起きたときに、「いや、うちもう全部委託してますねん、調理は任してますねん」と「関係おまへんねん、責任ありませんねん」とこういうふうなことが果たして通るのかどうか。どのようにお考えですか。

## 安田教育長の2回目の答弁

私、実際は本当にそのようなことについてもやっぱり研究していかななくてはならんなど、このような、まだ私の程度です。というのは、実際には約40年近く給食の学校におったわけですけども、その搬入とかね、そんなことはわかっているんですけども、そのだれがどうというような形で責任がどうのというようなことについては、自校方式でやっておりま

したので、そのことについては、これから一緒に勉強していきたいと思っております。そのぐらいの程度でしか、今のところは知恵はありません。

### 八尾3回目の質問

これからの課題だということですが、大事なところですから、雇用問題の事柄でございますので、所轄がどこになるのか。これは文部科学省ではないですね。県の教育委員会に、このことを「どれが妥当ですか」と聞いていただいても、雇用の問題でございますので、これはもう奈良労働局というところになると思います。今のようやり方ですね、業務委託する場合に雇用面で違法性がないようにするために事前に確認をしていただくと、研究の中にぜひ、それを加えていただきたい。今、あえて申せば、施設や、それから水道光熱費の負担だとか、原材料の調達、こういうことについても受託した企業の側で行わないと業務委託というふうにはならんのだと、違法性があるんじゃないかと、こういう指摘もあるわけです。そういう法令にのっとった業務委託というふうにしていただく必要があるんじゃないかと。

紹介をしておきますけれども、2つ紹介をしておきます。これは平成21年4月1日に、文部科学省が学校給食実施基準の施行についてという通達を出しております。この本基準の概要のトップに何が書いてあるかと言ったら、「学校給食は在学するすべての児童・生徒に対して実施されるものとする」と、全員対象にせんと学校給食とちやうということ。文部科学省は言っているということです。それからもう一つ、子供の権利条約ですね。この中の第3条には「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」というふうに書いてあります。ですから、理事者のほうはお金は何ぼかかるとか、体制をどうしようかとか、いろんなことを考えあぐねると思います。研究の中で大いに悩んでいただいたら結構かと思いますが、最終的にはやっぱり児童・生徒が最善の利益を守る、利益を得るために、そしてまた法律上も適正なものにするためにやる必要があるんじゃないかと、こういうふうに思っております。奈良労働局に対して、また文部科学省になりますけれども、今申し上げたことを確認していただけますか。

### 竹村教育委員会事務局長の3回目の答弁

いろいろと雇用の問題でおっしゃっていただきました。先ほど教育長が御答弁させていただきましたように、これからいろんな方式、方法等について検討を加えておるところでございます。その中で逐一おっしゃっていただいたようなところが法令的に該当してくるならば、事務局といたしましても研究をしていかなければならない課題だというふうにはとらえております。そういうことで、これからの課題でございます。よろしくお願いたします。

### 八尾第3番目の2回目の質問

3番目にいきます。

研究をするということですが、事と次第によっちゃ大変な事態になることもありますので、やっぱり先に手を打って確認をお願いしたいと思います。

3番目はごみ袋の有料化の件でございます。

これは、ことし3月の議会の議事録でございます。この中の56ページと57ページに町の答弁が載っております。今、答弁書に載っていることを、それをなぞらえて言っているようでございます。しかし、これはちょっと違うのではないか。条例で指定したごみ袋の使用を義務づけておいて、いわば使用を強制して、それを使用してごみを排出する住民というのは自由意思で行政事務の提供を求めた特定な者として認められるので、したがって条例による手数料徴収は適法だと、こういう理屈なんですね。一体個々の住民の要求を聞くことなく、ごみの回収というのは全町民を対象にして、日常的に定期的にやられているわけです。私もごみを回収していただいておりますが、1回も申し入れたことないんです。したことはないんです。お迎いのMさんところもそうですし、お隣のYさんところもそうやと思います。これ特定の個人からの要求ではないというふうに思いますが、特定の個人からの要求だというふうに認識している根拠をお示し願います。

## 植村事業部長の2回目の答弁

今の八尾議員の内容ですと、かなり難しい法律の文言の解釈だと思いますけども、今回の最高裁での判例というのは、この内容読みますと、「本件の上告理由は違憲及び理由の不備、食い違いを言うが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事案に該当しない。本件申し立ての理由によれば、本件は受理すべきものとは認められない」ということで、これは私どもは、これは単純に条例化することは違法でないということであるので、手数料として徴収することができますよというふうに解釈しております。そのほかの難しい文言に対しては、その人それぞれ法律の解釈もございしますので、することは違法でないということで住民の方から町の分別の内容、責務に基づいてごみを収集し、それによる手数料をいただいているということで御理解をいただきたいと思えます。

## 八尾3回目の質問

私が質問の中で取り上げようとした文言を部長が今言うていただいたような感じがいたします。そうなんです。最高裁は憲法違反になるかどうかとかね、重要な事項であるかというときには、自分のとこで判断するんですけども、それに該当しないからだめですよ、はねたんですね。だから、積極的にごみの徴収が合法であると、適法であるということも最高裁判決は言ってないんですよ。だから判断をさけたんですな。そういうふうにやっぱり理解しないとイケないと思います。

それでもう一つ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のところの第6条の2に「市町村

の処理等」というのがあります。これでどういうふうに規定しているかというのと、「市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障の生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と書いてあるんです。だから、市町村の義務ですよということを廃棄物の処理及び清掃に関する法律では言っているわけです。だから、これは守ってもらわないと困るわけです。金を出さなかったら、指定ごみ袋を使わなかったら、ごみの回収はしまへんでというのは、この法律の上に行っている話ですからね、何でそんなことになるんですか。町の義務でっしゃろ。だから、それに従ってやっていただいたらいいんじゃないかと。きのうの一般質問で八代議員がクリーンセンターの修繕費が急増しているという指摘がありました。分別が十分でない状況下で故障が多いんじゃないかと、こんなことで心配をしているわけです。

せんだって5月30日に私と山田美津代議員、ほか4名で砺波市の学校給食センターと般若中学校、これは2月20日に町が中学校給食で視察に行かれたところです。それでいろいろやりとりをしていましたら、そこのセンターの所長さんがいわく、広陵町の教育委員会さんが来られて、いつも何か聞いておられたのは、「機械の修繕費、どれぐらいになりますか」ということを熱心に聞いておられましたよということを言っていました。やっぱり問題意識もそこにあるんですよ。そういうふうになるんだったら、やっぱり分別も含めて、ごみが適正に処理されるということをお金の面でアピールするだけじゃなくて、前から申し上げているように大字とか自治会が主催する会合に年間のごみの問題についてのいろんな報告だとか御要望を承るような会をやって、住民合意、住民参加、住民の理解のもとで進むごみ行政というものをやっぱり考え直していただく時期になっているんじゃないかと。お金の点でも私そういうふうにするんですけども、いかがでしょう。

### **植村事業部長 3 回目の答弁**

これは、ごみ行政としましては、これ平成12年からごみ減量推進委員という住民の方、学識者を入れて答申された結果に基づいて平成13年、広陵町はごみ減量20%をやるんだと。これは各市町村、自治体にとって厳しい数字でございます。それに基づいて住民の方にごみを減らしていただく、分別していただく、リサイクルに回していただくということを指導するというので、平成16年に職員が各自治会に回らせていただきました。それによって平成18年にごみ有料化の手数料を可決いただきました。その基本としましては、やはりごみを減らすことは、ごみの抑制にもつながるという御理解をいただいております。ごみ分別することによって、機械の、本施設はRG施設でございますので、分別することによって機械の延命化を図るといったような大きな理由もございます。そういったことから、これは手数料をいただくということは、住民の御理解をいただいた上で議会での承認をいただいたということで進んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

### **八尾第4番目の2回目の質問**

経過は部長が言われたとおりだと思います。しかし、根本はね、それは料金を取ることをできない、そういう本来、町がすべき業務だし、それからごみ減量ですが、最初は減るんですけども、後でふえるんじゃないかと心配、最初ではしていましたけども、平成21年度と22年度と比較するとちょっとふえてますよね。これはやっぱり私らも心配しているわけです。これはやっぱり減らすためにどういう努力をしないかとかということをやっつかないかとかと思います。今、これももう3回目だから次に移らないかですね。そうですね、すいません。そのことだけ指摘をしておきます。

学校図書館のところでございます。答弁で言うていただいたように、平成19年、20年度に国の予算が来まして、学校図書館に専任の司書を配置をしていただいて大変大きな効果が上がりました。教育委員会自身も大変誇らしげにしておられましたね。ある学校では、夏の貸し出し冊数が一気に10倍になったとかね、休憩時間になったらグラウンドで遊んでいる子もいるけれども、図書館に来ていろいろ本に親しんだと。あるいは、現場の担任の先生には、いろいろサポート体制といいますか、アドバイスもして応援をしていたんだということで、では、そういうことだったら2年で国の予算が打ち切られるのであれば、3年目はぜひ町費にしたらどうですかということをお申し上げておったわけですけども、残念ながらそういう判断はされなかったと。どうしたらいいもんかと思っていたところ、このたび国のほうで予算措置ができました。この平成25年ですね、今度はね、教育長いろいろ言うけどもね、子供のためにやっぱり、さっき子供の権利条約のところでは言いましたけど、子供がやっぱり一番大事にされるということをお判断基準にするんだしたら、もしこれがお金がないかとかということであつたら、私難しいんじゃないかと思えますけども、それは国のほうで手当がされるわけだから、これはやっぱり考えを変えて、ぜひ来年から配置をするという方向にぜひ踏み出していきたいなど、こう思っているわけです。今のところ、答弁はそういうふうには言ってませんから、そういうふうにしますと申すてませんねん。教育長、これ何とかね、「平成25年から、わしやりたい」と一言、言うてくださいよ、ちょっと、お願いします。

## 安田教育長の2回目の答弁

この学校図書館のこと、何回もお尋ねですし、また過去にも、この平成19年度、20年度の前のときも何年か前ですよ、何年前だったか忘れてしまいましたけども、これもやっております。ある程度のやっぱり成果も上がってきたことの実事です。けどもね、私自身はもう一つ、子供たちにはやっぱり自主活動の中で、そういうこともやっていきたい。そうでなかったときに、やっぱりおんぶにだっこしてもうて、こういう形でこねしていったらいいんよではなくて、自分らでやっぱり読むこと、それからやっぱり本を自分らで丁寧に、また管理し、またどんな本を読むかということをお自分で判断していく、そういうこともしていきたいと思っております。それによって、すぐにすぼんと切るんじゃなくて、だからできたら今言いましたような、答弁にありましたようなボランティアを募りながら

ね、やっぱりいろんな方の力もお借りしていきたいなと思っております。

ちょっとこの平成19年、20年度のことについて、ちょっと余談なことについてお話しさせてもらっておくんですけども、今言われましたように、確かに子供たちの読書のやつはふえました。確かにそれはよかったと思っております。そういうことから、今、うちの小学校の1つの中で「見直そう！家庭と学校との協働プロジェクト」の中で、「家読」というのをやらせてもらっております。というのは、それを学校から図書を借りて帰って、家で一緒にやっぱり読もうやないかと。初めは学校図書も含めてですけども、新聞から始めながら、そういうこともやっております。そんなことからやっぱり、いろんな形で子供たちが、例えば夏休みとか、また秋に来たときにはお月さんのことについてのシリーズを自分たちでポスターをつくってね、それをやっていったりというようなこともありました。そういうやっぱり子供たちのやっぱり自分ところの学校を自分らで運営というよりも愛しながら、その学校の中の一部分という、その自主活動の芽生えというの私は必要じゃないかなと、このように思っております。

予算化については、またいろんな形で考えてみたいと思っております。まだ、するとか、しないとかということについては、言明は避けておきたいと思えます。

以上です。

### 八尾3回目の質問

教育長が妙なところで抵抗されるものですから、しょうがありません。これ、文部科学省のパンフレットです。来てるでしょ、広陵町にね。来てますよね。広陵町だけ来てまへんなんて言うたらあきまへんで。ちょっと読みまっさ。

「学校司書の配置に係る地方財政措置。学校図書館に学校司書の配置が進むよう平成24年度から初めて所要の地方財政措置が行われることになりました。厳しい地方財政状況の中、いわゆる学校司書（専ら学校図書館に関する業務を担当する職員で、教員やボランティア以外の者）を配置する公立小中学校は近年一貫して増加していることから、各市町村等において、その必要性が強く認識されていることが伺えます。こうした状況を踏まえ、平成24年度から公立小中学校に学校司書を配置するための経費として、単年度約150億円の地方財政措置が行われることとなりました。これは週30時間の学校司書をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模の措置となっています。ただし、図書整備や新聞配備と同様、この学校司書に係る地方財政措置も用途を特定しない一般財源として措置されているものであり、実際に各学校に配置されるためには、各市町村等において、予算化されることが必要です。」文部科学省が言ってるんです。だからお金はあるんですから。私、別に自主的な活動は否定していません。大いにやっていただいたらいいと思えます。だけど、その基盤づくりは、こういう形で、せつかく予算措置もされてるんやから、有効に活用したらどうかと思うんですけども、教育長に聞いてもらちが明きませんから、町長どうですか。

## 平岡町長の3回目の答弁

国のほうで予算措置をしているということですが、各学校に図書館司書を設けなさい、3分の1でも、2分の1でもあげますと、そういうように書いてないんですね。全体に、どない使ってもいいよということに入っているわけですから、町では全体にはいろいろ使ってるんですね。その補助の仕方はなかなか採用しにくいですね。実態はそうなんです。そういう、ちょっと我々にしては扱いにくいような、教育委員会からも要望が来ても、幾ら入ってますかと、財源はどうなんですかと、補助申請もできないんですね。もう町に地方交付税の中に含まれて納めているという、そういう補助の仕方ですから、我々はいろんなところに全部使ってますので、なかなか新たに使いにくい。それは協議をしております。できたら、私は図書館も充実してある、奈良県でもすごい図書館ですから、その図書館から各小学校に図書司書を配置する。それだけのグループを3時間ほどです。きょうは何人東小学校へ行く。来週はどこどこに行くと何人かをローテーションでとりあえず回ってもらう方向を考えてはどうかという提案をしてるわけです。そんな答えを教育長は答えてると思いますが、要は何なっとさしてもらおうという思いでございますので、専任の司書を入れても給料を見てるといのは、それはもうはっきり出ません、答えとしては出にくいような予算を国は言ってるわけですので、何とかいい形で各小学校に週1日か2日はボランティアでもいい、有償ボランティアにしたいと思いますが、有償ボランティアで配置できるように考えるように、これは協議はまとまっていますので、来年と言わず、今年度からでも実現は可能でありますので、協議を進めているところでございます。

## 八尾第5番目の2回目の質問

答弁書で、「町立図書館からの応援や」という一言で書いている意味は、今町長が言われたことですね。もうちょっと丁寧に言うてもらわんとわかりませんやんか。答弁も改善してくださいよ。

そしたら、5番目にいきます。固定資産税の件でございます。

例えば、航空写真を撮りまして、以前撮った写真と比較をして、新しい建物ができてないかどうかというチェックをしたり、その場合に、ちょっと様子が変わったなど、ほんなら担当の職員がそこ出向いて、「この家、ここね、建物建ってますけど申請はどないしてはりますねんや」と言うて課税をするという仕事をしておられるんじゃないかと思えます。

ところが反対に、課税物件だったものが課税物件でなくなったようなときも含めまして、適切に対応しておられるのか、どうなのか、その点が心配なわけです。実際相談があったんですが、これまで庭でしてね、松だとか、いろんな灯籠とかを置いてあったのを御主人が亡くなったんで、片づけたんですって。それで有効活用したいということで、そこを畑にして畝をつくって、今実際に耕作をしておられるわけです。それを畑として認めてもらえないだろうかということ役場のほうに相談に行かれたら、返事がですね、「いやもう3

年間この状態が続いてなかったら、現況というふうになりませんねん」というのが1つ。それから周辺に生け垣が埋まっていると、畑の周辺に生け垣が埋まってたら、庭かどうかわからんから、その生け垣をとってもらわなあかんと、こんな話をされたんだそうです。確かな話かどうかわからないです。それで、私心配するのは、税金を課税するときにはやっぱり現況課税ですね、実際に畑として使ってるのか、水田として使ってるのか。それから以前だったら、資材置き場として使ってるのかということも議論させてもらったこともありますけども、そういうふうになっているときには、やはり3年間というのはちょっと長いような気がしますけども、これはどっか基準がこういうふうになってるんでしょうか。その点を心配してるわけです。

それと、個人の権利に関することですから、余り言うたら怒られますが、南郷に廃屋ですね、つぶれかけた家がありますね。あそこは、減額処理とか調整するというふうに書いてますけど、戸別にそこをお尋ねしているんじゃないんです。実際に住むことのできなくなったところを引き続き建物として認識して、課税をするというのは不合理ではないのかというようなこともあるし、その点で実態と、やっぱり課税の根拠といいますか、そういうことがどういう関連で進められておるのか、具体的に役場の職員さんとしてどういうふうに動いておられるのか、その点をちょっと説明してください。

## 松井総務部長 2 回目の答弁

今の御質問にお答えさせていただきます。

一番初めの居住の宅地から農地に変えられたという件でございますが、その件に関しましては、一応農地法の関係もございまして、肥培管理といいますか、その管理ですね、実際にその畑といいますか、どういう形でつくっておられるかということで、ただ単に家がなくなって、ちょっとつくっているというだけで現況をそれを畑で確認するというのは、なかなか難しいところがございまして。あくまでも、この農業委員会、農地法との絡みで完全な肥培管理ということで作物を育てて収穫をしているということのその辺の確認が必要となってくるということで。それとこれも一緒ですが、3年間というのは、多分その収穫のサイクルといいますか、1年だけではただ植えて収穫がないという場合もございまして、ある程度植えて収穫する、また植えて収穫すると、完全なそういう農地としての管理をされてるということの確認で、その3年ということをさせてもらったと思います。

それと、確認のほうですねけども、あくまでもこれは広陵町の税条例の中の74条でありますねけども、あくまでもその用途変更になった場合については、本人さんのほうから申告をしてもらうというのが1つの原則でございまして。それと、地方税法では、必ず年1回、現地調査をなささいというような形になっております。その部分につきましては、広陵町のやり方といいますのは、一応7月、8月、それから11月、12月、1月というような形で、これは家屋の部分でございまして、その辺の現地調査を実施しているという形でございまして。この辺はあくまでも確認申請等ございまして、それに基づいて家

屋の調査、そのときに当然町内を走りますので、パトロールを兼ねて、そういう変わったところがないかという形での確認をしております。

それから土地のほうですねけども、土地のほうは、5月、6月、それから1月、12月というような形で、土地に関しても農業委員会の転用はございますので、その転用が出た土地に関して、その時期に回るということで、一応家屋、土地という形で年間を通して、それぞれ現地の確認に行ったときに、町内を回って、そういう実際建っていたところがないか、実際建っていたがなくなっているところ、また増築とかかれて、ふえているところというような形で、その辺の確認をさせてもらっているというのが現状でございます。

それから南郷の部分ですねけども、あの部分については、実際、現況も私も確認もしております。当然ちょっとつぶれて、以前から町としては、それ以外の件で問題になってた家屋でございますので、あの部分につきましては、現在固定資産の評価基準といたしますか、ほとんど住居にできないような状態になっております。ただし、撤去はされておられませんので、最低のラインで課税の対象になってるということで、撤去されない限りはそのままにされてるという形です。

それと、一番先に八尾議員がおっしゃいましたが、今後の将来的な一番目安なるのは、その航空写真。航空写真を撮って、航空写真も定期的、3年ないし5年の間隔で飛行機を飛ばした場合については、以前の写真と、次3年後に飛ばした写真を整合させると。整合させたときに、実際3年前、4年前は建っていたが、今回なくなった場合。また、逆に新しく農地であったが建っている場合と、そういうところを整合させた場合に色分けできるようなシステムがあるということを知っております。究極はそういうシステムを導入しての今後対応をするという形の部分でございます。その辺につきましても、費用的なものもございまして、今後そういうのも導入を検討していくということで考えております。

### 八尾3回目の質問

そうすると、3年というのは、実態として3年を1つのめどにしているけれども、法的に根拠があるという話ではないということですね、そういうことですね。それは確認をしておきたいと思っております。

それで、この質問は実は2つ、税金のことですね、周辺の方の心配というのと2つドッキングした質問になってまして、その南郷は御近所から早く撤去してもらわないと不安でかなわんと。たばこ1本をひゅっとやっただけで、もうぽつと燃えてしまいそうで、住宅の密集している地域でございますので、だからこれを何とか改善することになると、今言われたように固定資産税の確認のために職員さんが随時現地に赴いて確認をするという作業をしているわけですから、そのときにやっぱり現況これはあかんということの判断があったら、やっぱりどういうふうに手だてを打つか。あるいは、高齢者のひとり暮らしで、以前の状態と様子が変わってるんだったら、「奥さん、これどういうふうにしてはりますの」と言うて、やっぱり相談に乗りながらね、一つ一つの物件について、きちん

と的確な処理をするというような丁寧な対応をやっていきませんか。何か取り立てるために、だから航空写真も私冒頭で紹介しましたがけれども、取り立てるために逃れるのは許さんぞというような感じでやるのと、現状を的確に把握をして、それにふさわしい課税をするというのでは、やっぱり趣旨が違いますので、やっぱり職員さんの動き方として、ぜひそういう点を気をつけていただきたいと思います。その点やっていただけますか。

## **松井総務部長の答弁**

この廃屋といいますか、それになったり人が住んでなくてつぶれかけている家につきましては、以前から、こういう実例というか、問題が発生していたという事実がございます。実際調べまして、法的な根拠は一切ないという形のもので。あくまでも所有者なり、管理されている方の責任においてするという形ですが、以前にも子供の通学路になっていたり、やっぱり隣近所の防犯・防火といいますか、その辺でかなり問題になったということがございます。その辺につきましては、町のほうから一応景観の関係で、どないか対処していただきたいというような形での文書、またその管理者なり、所有者がわかっている場合については、電話なりでお願いをしたという経緯はございます。今後そういう件につきましては、税務課の対応じゃなしに、総務課また教育委員会というような形でタイアップした中での対応をしていくということで進めていきたいと思っております。

### **議長**

それでは、以上で、八尾君の一般質問は終了いたしました。